

高知県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業」等の実施について」の一部改正について（令和8年7月22日付け社援基発0722第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づき、経済連携協定（EPA）等により入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるよう、外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設（以下「補助事業者」という。）が行う日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助額の範囲)

第3条 補助事業の補助額の範囲は、別表第1第2欄に定める補助基準額と同表第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については、寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の内容の変更（中止又は廃止を含む。）をする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、事業費の20パーセント以内の軽微な減額変更については、この限りでない。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が零円の場合を含む。)は、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならないこと(補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合にあつては、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。)。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がない者であること。

(グリーン購入)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による補助金交付申請書の提出又は第5条第4号の規定による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定又は変更承認の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者がこの要綱に違反したとき又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であつて、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。ただし、補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(報告等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月13日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条第7号から第9号まで、第8条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

1 事業名	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	（１）日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費 候補者一人当たり 15 万円を基準として、知事が必要があると認めた額 （２）喀痰吸引等研修の受講に要する経費 候補者一人当たり 75,000 円（当該候補者の滞在期間中につき 1 回に限る。） （３）研修を担当する者の活動に要する経費 一受入施設当たり 6 万円	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設が行う、別添要領の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 （１）に関する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び教材費を含む。）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料を含む。）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。） （２）に関する経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び教材費を含む。）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料を含む。）、補助金（入学金及び受講料に限る。） （３）に関する経費 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）	10 分の 10

別表第2（第5条、第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別添 高知県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領

1 目的

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行う。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護福祉士候補者の受入れ施設とする。

3 事業内容

受入れ施設における次に掲げる経費を助成する。

- （１）就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費
- （２）就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費
- （３）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

4 補助基準（上限）額

- （１）３の（１）に係る経費

外国人介護福祉士候補者 1 人当たり 15 万円

ただし、年度途中に就労を開始する者や帰国する者等については、当該年度の就労月数に応じて補助基準額を月割り計算した額とする。（1 月に満たない就労月がある場合は 1 月として計上）

- （２）３の（２）に係る経費

外国人介護福祉士候補者 1 人当たり 75,000 円

- （３）３の（３）に係る経費

1 受入施設当たり 6 万円

5 留意事項

- （１）外国人介護福祉士候補者の日本語能力及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗の取得状況に応じた学習支援計画等を策定すること。
- （２）本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。
- （３）３（２）の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 13 条第 1 号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

また、当該経費に係る補助金の交付については、当該年度中に外国人介護福祉士候補者が、当該研修を受講する場合であって、当該外国人介護福祉士候補者 1 人当たり、日本での滞在期間中 1 回までを対象とする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が当該年度内に終了しない場合は、４の（２）に掲げる当該研修の受講に要する基準額の範囲内で、当該年度内に係る経費を月割りにして計上する。